

日液協第27～35号

平成27年6月16日

会員各位

日本液化石油ガス協議会

保安業務等の確実な実施について（お願い）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊協議会のためのご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり、立入検査の実施の結果2件の嚴重注意がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、会員各位におかれましては、同様な指摘事項が無いよう、営業所等に対し、法令遵守を徹底するとともに、一般消費者等の保安の確保のため適切に保安業務を実施するよう、周知徹底をお願い申し上げます。

敬 具

記

経産省ホームページ掲載アドレス

別添1

[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2015/06/270612-1.html](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2015/06/270612-1.html)

別添2

[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2015/06/270612-2.html](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2015/06/270612-2.html)

以 上

（発信手段：Eメール）

（担当：飯田、岩田）

# 別添 1

## 経済産業省

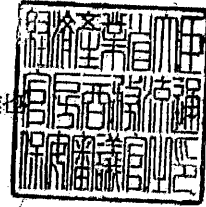
20150601 商局第 1 号

平成 27 年 6 月 1 2 日

竹中産業株式会社

代表取締役 竹中 繁夫 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 寺澤 達也



### 保安業務等の確実な実施について（厳重注意）

商務流通保安グループ（以下「商保グループ」という。）は、平成 27 年 5 月 1 2 日、貴社名古屋営業所に対し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 4 2 年法律第 1 4 9 号。以下「液石法」という。）第 8 3 条第 1 項の規定に基づく立入検査を実施した結果、液石法に係る以下の不適切な事案を確認しました。

1. 液石法第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を締結した際に交付する書面について、法令で定める記載事項がない書面、保安業務を行う保安機関の事業所名が誤った書面を交付していた。また、記載事項に変更があった際に、当該書面の再交付がなされていなかった。
2. 液石法第 1 8 条の規定により、液化石油ガス販売事業者は、その従業者に保安教育を施さなければならないが、実施されていなかった。



3. 液石法第19条第3項の規定により、液化石油ガス販売事業者が、その業務主任者に対して受講させるべき講習について、平成13年に業務主任者を選任して以降、受講させていなかった。
4. 液石法第20条第1項の規定により、業務主任者は液化石油ガスの販売に係る保安に関し、同法施行規則第24条第7号に定める保安業務の実施及びその結果の確認について行わなければならないところ、当該業務に規定する定期供給設備点検及び定期消費設備調査が、法令の定めによる4年の期間で実施されておらず、前回の点検時から、5年経過後に行われていた。
5. 液石法第81条第1項の規定により、液化石油ガス販売事業者が整備すべき帳簿について、法令で定める事項の記載がないものがあり、かつ、整備されていなかった。

このような不適切な事案が認められたことは、液化石油ガスの保安の確保の観点から重大な問題であり、当省としては、貴社に対し、厳重に注意いたします。

また、貴社における保安業務等の確実かつ適切な実施を確保するため、上記の事案が生じた原因を明らかにするとともに、本件に係る再発防止策を策定することを求めます。このため、商保グループに対し、当該再発防止策について別添様式により、平成27年7月10日までに報告するとともに、その実施状況について、報告の日から1年間、四半期ごとに報告することを求めます。

経済産業省

20150602 商局第3号

平成27年6月12日

四国アセチレン工業株式会社  
代表取締役 大橋 正明 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 寺澤 達也



保安業務等の確実な実施について（嚴重注意）

商務流通保安グループ（以下「商保グループ」という。）は、平成27年5月19日、貴社徳島事業所に対し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）第83条第1項の規定に基づく立入検査を実施した結果、液石法に係る以下の不適切な事案を確認しました。

1. 液石法第8条の規定により、液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの貯蔵施設を変更したときは、遅滞なく、届け出なければならないが、届け出されていなかった。
2. 液石法第14条第1項の規定に基づき、一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を締結した際に交付する書面について、一部の一般消費者等に対して交付がなされていなかった。また、保安業務実施者を変更した際に、全ての一般消費者等に対し当該書面の再交付がなされていなかった。



3. 液石法第18条の規定により、液化石油ガス販売事業者は、その従業者に保安教育を施さなければならないが、平成26年度以前において実施されていなかった。
4. 液石法第20条第1項の規定により、業務主任者は液化石油ガスの販売に係る保安に関し、同法施行規則第24条第7号に定める保安業務の実施及びその結果の確認について行わなければならないところ、当該業務に規定する定期供給設備点検及び定期消費設備調査が、法令の定めによる4年の期間で実施されておらず、前回の点検時から、5年経過後に行われた。

このような不適切な事案が認められたことは、液化石油ガスの保安の確保の観点から重大な問題であり、当省としては、貴社に対し、厳重に注意いたします。

また、貴社における保安業務等の確実かつ適切な実施を確保するため、上記の事案が生じた原因を明らかにするとともに、本件に係る再発防止策を策定することを求めます。このため、商保グループに対し、当該再発防止策について別添様式により、平成27年7月10日までに報告するとともに、その実施状況について、報告の日から1年間、四半期ごとに報告することを求めます。